

質問書

令和5年1月13日

国立大学法人北海道大学
総長 寶金 清博 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司

2022年11月17日に情報提供があった本学の定年の引上げについて、次のとおり質問いたします。お忙しいところ大変恐れ入りますが、令和5年1月31日（火）までに回答願います。

記

1. 定年の引き上げに係る費用について、次のこと。
 - (1) 今回の定年の引き上げに係り新たに必要となる費用の概算を明らかにしてください。特に教員以外の職員については、現在の嘱託職員制度よりもどのくらい費用がかかるかを明らかにしてください。
2. 役職定年制の例外として「大学運営等に著しい支障が生ずるものとして、大学が特に必要と認めた場合、引き続き管理監督職として勤務させることができる」とあることについて、次のこと。
 - (1) 例えば定年年齢以降に定年前の給与水準を維持させる等の目的で、この例外制度が一部の管理監督者に濫用される事態を懸念いたします。このようなことのないよう、この例外の適用に当たっていかに手続きの公平性及び透明性を確保するかを明らかにしてください。
3. 契約職員の定年及び採用にかかる年齢制限について、次のこと。
 - (1) 令和4年度末までの雇用が見込まれる契約職員の内、現時点で令和13年度までに60歳で定年となることが見込まれる者の人数を明らかにしてください。
 - (2) 上記(1)の契約職員に対して、今回の教員以外の職員に適用される段階的な定年引き上げを適用した場合に必要な人件費の見込み額を明らかにしてください。
 - (3) 令和4年度時点で、有期雇用の契約職員に対して、60歳となる年度以降の雇用確保の措置が本学にあるかを明らかにしてください。
4. 教員の定年について、次のこと。
 - (1) 年俸制以外の教員の定年が年俸制教員よりも低くなっている理由を明らかにしてください。

以上